

美波町医療保健センター地域交流ステーション指定管理者募集要項

1. 趣旨

本募集は、美波町医療保健センター（以下「センター」という。）1階「地域交流ステーション」の管理運営を行う指定管理者を公募するものである。

公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図るとともに、センターの設置目的である「町民の健康保持と安心できる暮らしの確保及びふれあいと交流による生きがいつくり」に寄与する意欲ある法人等を募集する。

2. 施設の概要

(1) 名称

美波町医療保健センター 地域交流ステーション（みなみらいスクエア）

(2) 所在地

徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上13番地2

(3) 指定管理の対象となる施設

喫茶スペース（47.6㎡）および共用部分（ピロティ等）の一部

※別添 施設平面図参照

3. 指定予定期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日まで（2年9か月間）

※ 6月議会での議決を経て指定を行うため、7月1日を開始日とする。

※ 指定期間開始前の準備行為については、仮協定に基づき実施するものとする。

※ 事業実績が良好な場合、再度の指定に向けた協議を行うことができる。

4. 業務の範囲

指定管理者は、条例第8条に規定する業務及び協定書に定める以下の業務を行うものとする。

(1) 管理業務（基本業務）

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務（日常清掃、設備点検・維持等）
- ・利用料金の収受に関する業務

(2) 必須提案事業（公益事業）

条例の目的を達成するため、以下の事業を自主事業として実施すること。

- ・**子どもの居場所づくり**：放課後や休日に、児童・生徒が安心して過ごせる学習スペース等の提供および見守りを行うこと。
- ・**多世代交流**：高齢者、子育て世代、若者など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる環境づくりを行うこと。

(3) 自由提案事業（収益事業）

施設の賑わい創出と指定管理者の安定経営のため、以下の収益事業を実施することができる。

- ・カフェ、軽食、物販等の営業

※ 収益事業の実施にあたっては、保健所等の許可を自らの責任で取得すること。

5. 利用料金及び指定管理料等

(1) 利用料金（指定管理者の収入）

条例第12条の規定により、交流スペースの利用料金は、指定管理者の収入とする。

※利用料金の額は、条例別表に定める基準額を超えない範囲で、あらかじめ 町長の承認を受けて指定管理者が定める。

(2) 指定管理料（委託料）

本施設は収益事業が可能であるため、町から指定管理者への指定管理料は支払わない（0円とする）。

(3) 納付金（町への提案）

指定管理者は、収益事業等により得られる利益の一部を「納付金」として町へ納付する提案を行うことができる。納付金の提案額は選定時の評価対象とする。

6. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体とする（個人での応募は不可）。

- (1) 徳島県内に主たる事務所または活動拠点を有すること。
- (2) 安定した経営基盤を有し、指定期間中、継続して業務を行うことができること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 美波町暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

7. 選定方法及び基準

美波町医療保健センター地域交流ステーション指定管理者選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、候補者を選定する。

審査は、「美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第3条に規定する以下の基準に基づき総合的に行う。

住民の平等な利用の確保	誰にでも開かれた施設運営となっているか。
施設の効用発揮	「子どもの居場所」や「多世代交流」の提案内容は具体的かつ効果的か。
	収益事業（カフェ等）は賑わい創出に寄与するか。

経営規模及び能力	安定した運営ができる財政基盤や人的体制（有資格者等）があるか。
	安全管理、個人情報保護等の体制は十分か。
その他（納付金等）	町への納付金の提案額、地域貢献度など。

8. 募集スケジュール（予定）

項目	日程
募集の開始	令和8年1月26日（月）～
質問受付期間	令和8年1月26日（月）～令和8年2月27日（金）
現地説明会	令和8年2月13日（金）
申請書類の提出締切	令和8年3月27日（金）午後5時必着
選定委員会（審査）	令和8年4月13日（火）～令和8年4月17日（金） （予定）
選定結果通知（仮協定）	令和8年4月下旬（予定）
指定管理者の指定・協定 議会の指定議決	令和8年6月議会（5月29日開会予定）
事業開始（本格稼働）	令和8年7月1日（水）～（予定）

※令和8年4月下旬（予定）から指定管理者としての地位を有するが、6月の議会議決までは「仮協定」等の扱いとし、本格的な事業開始（店舗オープン等）は7月以降とする。

9. 提出書類

「美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第2条に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式（第2条関係））
- (2) 事業計画書（規則様式第1号）
子どもの居場所づくり等の具体的な実施計画を含むこと。
- (3) 収支予算書（規則様式第2号）
指定期間3か年の収支計画及び納付金の提案。
- (4) 定款、寄附行為、規約等及び登記事項証明書（法人の場合）
- (5) 直近事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (6) 納税証明書
- (7) 誓約書（様式別紙3）
- (8) その他（役員名簿、類似施設の運営実績等）

10. 留意事項

- (1) 本募集において指定管理者の候補者が選定されなかった場合、または議会の議決が得られなかった場合は、本募集に基づく指定は行わない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び美波町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい防止等の措置を講じなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり、美波町情報公開条例の規定に基づき情報公開の対象となる場合がある。

11. 連絡先及び提出先

〒779-2395

海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町役場政策推進課 担当：春木

電話 0884-77-3616

FAX 0884-77-1666

電子メール seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp